

第10回宮古市農業委員会
総会議事録

宮古市農業委員会

第10回宮古市農業委員会総会議事録

令和4年2月25日、第10回総会は市役所2階2-1会議室に招集された。

1. 開会日時 令和4年2月25日(金)午後1時30分
2. 閉会日時 令和4年2月25日(金)午後2時2分

3. 出席委員は次のとおりである。(出席委員 9名)

1番 高森 昭夫 委員	2番 古舘 秀巳 委員	4番 山崎 安人 委員
5番 中野 正隆 委員	6番 福士 永輝 委員	7番 去石 徹 委員
8番 畠山 一伸 委員	9番 阿部 剛夫 委員	10番 飛澤 教男 委員

4. 欠席した委員は次のとおりである。(欠席委員 1名)

3番 竹野 牧子 委員

5. 事務局出席者は次のとおりである。

事務局長 飛澤 寛一
次 長 中屋 和秀
主 査 藤原 優子

6. 会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員及び書記の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
議案第2号 農地法の適用外証明願いについて
議案第3号 宮古市農用地利用集積計画を定めることについて

— 午後1時30分 開会 —

議長
(飛澤教男会長)

本日は、3番竹野委員より欠席の連絡がございました。
現在、委員10名中9名の出席です。
宮古市農業委員会会議規程第11条の定足数に達しておりますので、これより第10回宮古市農業委員会総会を開会いたします。

次に、「宮古市農業委員会憲章10番」を朗読いたします。
憲章を読み上げますので、復唱願います。

(憲章10番)

(宮古市農業委員会憲章朗読)

議長

ありがとうございました。
それでは、日程第1、議事録署名委員及び書記の指名を行います。
お諮りをいたします。議事録署名委員及び書記の指名につきましては、宮古市農業委員会会議規程第13条により、議長から指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、議事録署名委員には4番山崎委員と5番中野委員を、書記には事務局の藤原主査を指名いたします。

議長
(報告第1号)

次に、日程第2、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書の受理について」を事務局より報告願います。藤原主査。

藤原主査

議案書の1ページをお開き願います。
(議案書の報告第1号を朗読)
今月の受理件数は6件で、取得事由は全て相続であり、農業委員会による斡旋の希望はありません。2月分届出合計を読み上げて報告といたします。
3ページをお開き願います。
(議案書を朗読して報告)
以上で報告を終わります。

議長

報告が終わりました。
報告ではございますが、皆さんから何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。
なお、発言の際は、はじめに議席番号とお名前をお願いいたします。
どなたかございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長
(議案第1号)

次に、日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」を議題といたします。
付議番号1番について事務局より説明願います。藤原主査。

藤原主査	<p>(議案第1号及び議案第1号付議番号1番を議案書の朗読により説明) 資料ナンバー1でご説明いたします。申請地所在図は1ページになります。 2月15日に月当番の阿部職務代理、地区担当の中村推進委員、事務局から私の3名で申請地を確認いたしました。2の権利移転の理由欄の譲受人は(8)受贈です。譲渡人は、(29)の既に分家独立している子供へ生前一括贈与になります。 裏面をご覧ください。3農地法第3条第2項及び第3項該当の状況のうち、(1)移動する権利の種類は、所有権の移転です。(2)移動する農地又は採草放牧地の区分は、農地で自作地となります。(3)農地法第3条第2項該当の有無欄ですが、各号に該当しないため、当該申請地は許可要件のすべてを満たしております。4、5、7については、該当ありません。従いまして、6の調査者の意見は、条件なしで許可相当と認められるものです。 地区担当推進委員の中村委員も、異議がないとのことでした。 以上で説明を終わります。</p>
議 長	次に、月当番9番阿部委員に発言を許します。阿部委員。
9番阿部委員	9番の阿部です。ただ今事務局の藤原主査から説明をいただきました。何ら問題ないと思われまます。慎重なご審議をお願いします。
議 長	<p>説明が終わりました。 これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。 (「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、これで付議番号1番の審議を終わります。 次に、付議番号2番について、事務局より説明願います。藤原主査。</p>
藤原主査	<p>付議番号2番をご説明いたします。資料はナンバー1-2、申請地所在図は2ページになります。 (議案第1号付議番号2番を議案書の朗読により説明) 資料ナンバー1-2でご説明いたします。 2月15日に月当番の阿部職務代理、地区担当の堀内推進委員、事務局から私の3名で申請地を確認しました。2の権利移転の理由欄の譲受人は(8)の受贈、譲渡人は、7高齢化による経営縮小です。 資料ナンバー1-2の裏面をご覧ください。3農地法第3条第2項及び第3項該当の状況のうち(1)移動する権利の種類は、所有権の移転です。(2)移動する農地又は採草放牧地の区分は、農地で自作地となります。(3)農地法第3条第2項該当の有無欄ですが、各号に該当しないため、当該申請地は許可要件のすべてを満たしております。4、5、7番の項目については、該当ありません。従いまして、6の調査者の意見は、条件なしで許可相当と認められるものです。 地区担当推進委員の堀内委員は、異議がないとのことでした。 以上で説明を終わります。</p>

議 長	次に、月当番 9 番阿部委員に発言を許します。阿部委員。
9 番阿部委員	9 番の阿部です。ただ今事務局の藤原主査から説明をいただきました。何ら問題はないと思います。慎重なるご審議をお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。 これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんでしょうか。 (「なし」の声あり)
議 長	質疑がないようですので、これで付議番号 2 番の審議を終わります。 次に、付議番号 3 番について、事務局より説明願います。藤原主査。
藤原主査	付議番号 3 番をご説明いたします。 (議案第 1 号付議番号 3 番を議案書の朗読により説明) 資料のナンバー 1 - 3 でご説明いたします。申請地所在図は 3 ページと 4 ページです。 2 月 15 日に月当番の阿部職務代理、地区担当の澤田推進委員、事務局から私の 3 名で申請地を確認しました。2 の権利移転の理由欄の譲受人は(8)受贈です。譲渡人は、26 の同一世帯内での後継者への部分贈与です。 裏面をご覧ください。3 農地法第 3 条第 2 項及び第 3 項該当の状況のうち、(1) 移動する権利の種類は、所有権の移転です。(2) 移動する農地又は採草放牧地の区分は、農地で自作地となります。(3) 農地法第 3 条第 2 項該当の有無欄ですが、各号に該当しないため、当該申請地は許可要件のすべてを満たしております。4、5、7 番の項目については、該当ありません。従いまして、6 の調査者の意見は、条件なしで許可相当と認められるものです。 なお、地区担当推進委員の中村委員は、異議がないとのことでした。 以上で説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。次に、月当番 9 番阿部委員に発言を許します。阿部委員。
9 番阿部委員	9 番の阿部です。ただ今事務局の藤原主査より説明をいただきました。何ら問題はないと思われまますので、慎重なるご審議をお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。 これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。 (「なし」の声あり)
議 長	質疑がないようですので、付議番号 3 番の審議を終わります。 以上で議案第 1 号の審議を終了いたしました。 これより、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について」を採決いたします。お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

- 議長 はい、ありがとうございます。全員賛成です。よって、議案第1号は原案のとおり決定をいたしました。
- (議案第2号) 次に、議案第2号「農地法の適用外証明願いについて」を議題といたします。
付議番号1番について、事務局より説明願います。中屋次長。
- 中屋次長 議案書の5ページをご覧ください。
(議案書の議案第2号を朗読)
付議番号1番についてご説明いたします。所在図は5ページ、資料のナンバー2をご用意願います。
(議案第2号付議番号1番を議案書の朗読により説明)
資料のナンバー2をご覧ください。
令和4年2月15日に月当番の阿部委員、地区担当推進委員の佐々木委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。
調査書の1適用外証明の範囲の(1)天災地変等の不可抗力により、農地又は採草放牧地以外になった土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが困難であると認められるもの、に該当するものでございます。2他法令関連事項欄でございますが、農振地域整備計画との関連は、振興地域外で農用地区域外でございます。3調査意見、結論でございますが、1適用外証明の範囲の(1)に該当し、付議番号1番の申請内容は相当と認められるものでございます。
なお、地区担当推進委員の佐々木委員は、異議がないということでございました。
説明は以上でございます。
- 議長 次に、月当番の9番阿部委員に発言を許します。阿部委員。
- 9番阿部委員 9番阿部です。ただ今事務局の中屋次長の方から説明をいただきました。この場所は〇〇〇〇の斜め向かいの堤防よりの土地でございます。何ら問題ないと思われれます。どうぞ慎重なるご審議をお願いいたします。
- 議長 説明が終わりました。
これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。
- (「なし」の声あり)
- 議長 質疑がないようですので、付議番号1番の審議を終わります。
次に、付議番号2番について、事務局より説明願います。中屋次長。
- 中屋次長 付議番号2番についてご説明いたします。所在図は6ページ、資料のナンバー2-2をご用意願います。
(議案第2号付議番号2番を議案書の朗読により説明)
資料のナンバー2-2をご覧ください。

令和4年2月15日に月当番の阿部委員、地区担当推進委員の堀内委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。

調査書の1適用外証明の範囲でございますが、(1)天災地変等の不可抗力により、農地又は採草放牧地以外になった土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが困難であると認められるもの、に該当するものでございます。2 他法令関連事項欄でございますが、農振地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。3 調査意見、結論でございますが、1 適用外証明の範囲の(1)に該当し、付議番号2番の申請内容は相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の堀内委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。

議長

次に、月当番の9番阿部委員に発言を許します。阿部委員。

9番阿部委員

9番の阿部です。ただ今事務局の中屋次長からのご説明のとおりでございます。この土地は〇〇〇〇の付近の土地でございます。何ら問題ないと思えますので慎重なるご審議をお願いいたします。

議長

説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長

質疑がないようですので、付議番号2番の審議を終わります。

次に、付議番号3番について、事務局より説明願います。中屋次長。

中屋次長

付議番号3番についてご説明いたします。所在図は6ページ、資料のナンバー2-3をご用意願います。

(議案第2号付議番号3番を議案書の朗読により説明)

資料のナンバー2-3をご覧がいきます。

令和4年2月15日に月当番の阿部委員、地区担当推進委員の堀内委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。

調査書の1適用外証明の範囲でございますが、(1)天災地変等の不可抗力により、農地又は採草放牧地以外になった土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが困難であると認められるもの、に該当するものでございます。2 他法令関連事項、農振地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。3 調査意見、結論でございますが、1の適用外証明の範囲の(1)に該当し、付議番号3番の申請内容は相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の堀内委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。

議長

次に、月当番の9番阿部委員に発言を許します。阿部委員。

- 9 番阿部委員 9 番阿部です。ただ今事務局の中屋次長から説明のあったように何ら問題ないと思います。ちなみに、この土地は ○○○○の道路を挟んで正面の土地で、さきほどの付議番号 2 番の土地と隣接した土地でございます。以上でございます。
- 議 長 説明が終わりました。
これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。
- (「なし」の声あり)
- 議 長 質疑がないようですので、付議番号 3 番の審議を終わります。
次に、付議番号 4 番について、事務局より説明願います。中屋次長。
- 中屋次長 議案書の 6 ページをお開きねがいます。
付議番号 4 番についてご説明いたします。所在図は 7 ページ、資料のナンバー 2 - 4 をご用意願います。
(議案第 2 号付議番号 4 番を議案書の朗読により説明)
資料のナンバー 2 - 4 をご覧願います。
令和 4 年 2 月 15 日に月当番の阿部委員、地区担当推進委員の後藤委員、事務局から私の 3 人で現地を確認しております。
調査書の 1 適用外証明の範囲でございますが、(4)その他農地又は採草放牧地以外になってから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの、この場合において「長年月を経過した土地」とは、20 年を経過したものとする、に該当するものでございます。2 他法令関連事項、農振地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域内でございます。3 調査意見、結論でございますが、1 適用外証明の範囲の(4)に該当し、申請内容は相当と認められるものでございます。
なお、地区担当推進委員の後藤委員は、異議がないということでございました。
説明は以上でございます。
- 議 長 次に、月当番の 9 番阿部委員に発言を許します。阿部委員。
- 9 番阿部委員 9 番阿部です。ただ今事務局の中屋次長の説明のとおりで、何ら問題ないと思います。ちなみに、この場所につきましては、日出島に、右側の道路を行くと日出島なんですけど、入り口から 30m 右側の傾斜地となっております。それで、木が茂ってました。以上でございます。
- 議 長 説明が終わりました。
これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。
- (「なし」の声あり)
- 議 長 質疑がないようですので、付議番号 4 番の審議を終わります。
以上で議案第 2 号の審議を終了いたしました。
これより、議案第 2 号「農地法の適用外証明願いについて」を採決いたし

ます。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

- 議 長 全員賛成です。よって、議案第 2 号は原案のとおり決定をいたしました。
- (議案第 3 号) 次に、議案第 3 号「宮古市農用地利用集積計画を定めることについて」を議題といたします。
事務局より説明願います。藤原主査。
- 藤原主査 議案書の 7 ページをお開きください。
(議案第 3 号及び議案第 3 号付議番号 1 番から 4 番を議案書の朗読により説明)
- 議 長 説明が終わりました。
これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。
- (「なし」の声あり)
- 議 長 これで議案第 3 号の審議を終了しました。
これより、議案第 3 号「宮古市農用地利用集積計画を定めることについて」を採決いたします。
お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
- (全員挙手)
- 議 長 全員賛成です。よって、議案第 3 号は原案のとおり決定をいたしました。
以上をもちまして、本日予定しました日程のすべてを終了いたしました。
これをもちまして、第 10 回宮古市農業委員会総会を閉会といたします。
ありがとうございました。

— 午後 2 時 2 分 閉会 —

以上、会議の顛末を記録し、相違ないことを証するため、宮古市農業委員会会議規程第 30 条第 2 項の規定により署名押印いたします。

令和 年 月 日

会 長

署名委員

署名委員